

神教発第1273号

平成19年10月12日

本 部 各 部 長
警 察 学 校 長
市 警 察 部 長
方 面 本 部 長 殿
組 織 犯 罪 対 策 本 部 長
運 転 免 許 本 部 長
各 所 属 長

警 察 本 部 長

救急法訓練の効果的推進について（通達）

本県警察における救急法にあつては、神奈川県警察教養規程(平成14年5月1日神奈川県警察本部訓令第14号)等に基づき、教養、訓練を実施しているところであるが、このたび、警察庁長官官房長通達(平成19年6月26日警察庁丙人発第217号)が示され、別添「救急法訓練推進要領」のとおり訓練の推進を図ることとしたから、部下職員に周知し、効果的な運用に努められたい。

担 当	教養課術科教養第二係
-----	------------

別添

救急法訓練推進要領

1 訓練の目的

訓練は、警察官が事件事故等の現場における要救護者に対し、救急隊員や医師に引き継ぐまでの間、適切な一次的救命処置及び応急手当等を施すことができるよう、救急法に関する知識、術技の修得及び向上を図ることを目的とする。

2 訓練推進体制の確立

(1) 訓練責任者

神奈川県警察教養規程第7条の「教養実施責任者」である所属の長を救急法訓練の実施責任者(以下「訓練責任者」という。)とし、訓練責任者は、所属における救急法訓練を計画的かつ確実に実施することとする。

(2) 訓練推進責任者

訓練責任者は、所属職員のうち、警部又は警部補の階級にある者の中から訓練推進責任者を指定するものとし、訓練推進責任者は、年間を通じて効果的かつ効率的な訓練計画を定め、実効ある訓練の実施に努めるものとする。

(3) 関係機関及び団体との連携

訓練の実施に当たっては、消防、日本赤十字社神奈川県支部又は医療機関等の救急法の指導について専門的知識及び技能を有する者を積極的に招へいするなどし、関係機関及び団体との連携を図り実施するものとする。

3 訓練の基準

(1) 警察学校における初任科学生を対象とする救急法訓練は、下記の事項(訓練の内容)に関する知識及び術技の修得を目的とし、訓練の実施に当たっては、赤十字救急法指導員等の有資格者(以下「救急法指導者」という。)による指導の下で、日本赤十字社の救急法基礎講習教本及び救急法救急員養成講習教本に準拠して行うものとする。

(2) 一次救命処置や応急手当等の救護活動を施す可能性の高い警察官は、救急法に関する最新の内容・知識、術技の修得及び向上を図るため、救急法指導者の指導の下で、一次救命処置、応急手当等の訓練を毎年1回以上実施することとする。

4 訓練の内容

(1) 救急法の基礎知識

ア 救急法の意義

イ 救急法を実践する際の心得

ウ 手当の基本(周囲及び傷病者の観察、体位、保温)

エ 傷病者への接し方

オ 現場での留意点

カ ショックについて

(2) 一次救命処置

ア 一次救命処置の意義

- イ 一次救命処置の手順
- ウ 心肺蘇生法
- エ 気道確保
- オ 人工呼吸
- カ 心臓マッサージ
- キ A E Dを用いた除細動
- ク 気道異物の除去

(3) 応急手当

- ア 急病の症状及び手当の基本
- イ きず及び骨折の種類と手当の基本
- ウ 各部のけがの種類と手当の基本
- エ 特殊なけがの種類と手当の基本
- オ きずの手当（止血法、包帯法）
- カ 骨折の手当（固定法）
- キ 搬送法
- ク 救護（想定に基づく総合的な訓練）

5 指導者の育成等

救急法指導者を育成するため、指導者として適性を有すると認められる者に対しては、赤十字救急法指導員の資格取得に必要な講習、専科等を受講させるよう努め、有資格者に対しては、救急法に関する内容の知識及び術技の修得を図るため、赤十字救急法指導員の資格の継続要件とされている日赤支部主催の研修会等への参加を促すものとする。

6 訓練状況の把握

教養課長は、各所属における個々の救急法訓練の実施状況を把握し、計画的かつ確実な訓練の実施に必要な指導を行うものとする。